

「【貸借対照表】各種資産の評価基準の取扱い」に係る検討

24－1. 出捐金の取扱い

○「中間とりまとめ」における記述

- ・特になし。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

- ・特になし。

※ 「「基準モデル」及び「総務省方式改訂モデル」に関するQ&A」

(出えん金)

問 22 出えん金は資産計上するのか。

答 1 「新地方公会計制度研究会報告書」第 43 段落にあるように、資産は会計主体の目的に資する潜在的なサービス提供能力を伴うことから、出えん金は資産計上する。

2 なお、出えん金は、通常出資の場合に認められる議決権等が保証されていなく、寄附金に近い性格でもあることから、基準モデルの貸借対照表上「出資金」ではなく、「その他の投資」に計上する。

3 また、総務省方式改訂モデルにおける出えん金の扱いは、同じく資産計上し、「投資及び出資金」に計上する。当該金額は、決算統計 30 表 16 行(11)列が該当し、出資・出えん先は公益法人であるか営利法人であるかを問わない。

○課題・論点

- ・現行どおり資産計上とするか。

○論点整理の考え方

- ・出捐金は、地方自治法第 238 条第 1 項第 7 号の「出資による権利」に該当し、公有財産とされており、新地方公会計モデルでは、資産として計上されている。
- ・出捐金は、公有財産として地方自治法施行令第 166 条第 2 項に規定する「財産に関する調書」において「出資による権利」として計上を要すること、地方自治法第 221 条第 3 項（予算の執行に関する長の調査権等）に規定する出資に該当することとして整理されていることを踏まえ、新地方公会計モデルと同様に資産として計上することとする。

○基準の方向性

- ・出捐金は、地方自治法第 238 条第 1 項第 7 号の「出資による権利」に該当する公有財産であり、資産として計上する。

○留意点

- ・特になし。